平成２８年（フ）第７６６号
埼玉県桶川市大字坂田869番地の10
債務者　石井　　章
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
福岡県豊前市大字八屋901番地８　ラヴェール八屋202号
債務者　黒田　勝憲
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
福岡県築上郡築上町大字下別府1681番地３林アパート
債務者　田中真奈美
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
佐賀県鳥栖市原町1408番地１　藤本アパート101
債務者　塩月喜久子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６４８号
埼玉県新座市新座１丁目12番23号　第一松岡荘105号室
債務者　神田恵美子（旧姓熊坂）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６９６号
埼玉県久喜市栗原３丁目４番地17　コーポ・アネックスＡ棟103
債務者　須賀　清春
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７３０号
埼玉県加須市元町５番９号　ハイツ中村２－203
債務者　橋浦　零子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７６３号
埼玉県上尾市大字平方3501番地１　上尾丸山団地８－101
債務者　柳　　正枝
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７６４号
埼玉県上尾市大字平方3501番地１　上尾丸山団地８－101
債務者　柳　　光照
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７６５号
埼玉県上尾市大字平方3501番地１　上尾丸山団地８－101
債務者　柳　　敏枝
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
埼玉県三郷市高州２丁目439番地１　ベリエールミスズ６番館101号室
債務者　野口みゆき
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
大阪府阪南市自然田741番地の15
債務者　有村さえ子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
大阪府岸和田市西之内町66番37―306号、前住所大阪府泉北郡忠岡町馬瀬１丁目17番15―２号
債務者　中川　好人
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２８４号
大阪府阪南市尾崎町６丁目１番２―104号
債務者　灰野　暁美
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２８５号
大阪府和泉市池田下町937番地の５－１号室
債務者　平田　眞也
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２８６号
大阪府阪南市石田600番地の６―15棟303号、前住所大阪府大阪市中央区南船場１丁目７番８―606号
債務者　古谷　誠基
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２８７号
大阪府泉佐野市湊２丁目６番１―1307号
債務者　金森　圭吾
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係